

議長（志村 忠昭）

これをもって、3番、金井議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第2回6月定例議会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、安全保障法制改定法案＝戦争法案について、2点目、マイナンバー制について、3点目、中学校教科書の採択について、の3点について一般質問をいたします。

まず、最初に「安全保障法制改正法案＝戦争法案について」であります。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」（2014年7月1日）を具体化する為の法案を国会に提出しました。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれたもので、今も多くの国民は、憲法9条の下で戦争のない平和なアジアと世界を願っています。

しかし、今度の法案の中身は日本をアメリカの起こす戦争にいつでもどこでも参加できるようにする「戦争法案」であります。

自衛隊が「戦闘地域」にまで行って軍事支援をするイラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し、武器が使用できるようにする集団的自衛権を発動し、米軍の先制攻撃にも参戦するなど憲法9条を踏み破る大問題があります。この法案は、自衛隊が平時から緊急事態に至るまで、地理的限定なく世界のどこでも、切れ目なく自らの武力の行使や、戦争を遂行する他国の支援、停戦、処理活動等を広範囲に行うことを可能とするものであります。

これは1、世界のどこでも自衛隊が米国及び他国軍隊とともに武力を行使することを可能にしている。

2、自衛隊が戦争を行なっている米国や他国軍隊に弾薬の提供などまで含む支援活動を行うことを可能にしている。

3、国連平和維持活動（PKO）以外の活動にまで業務範囲を拡大し、武器使用を認めていることなどであります。

また、海外派兵を随時可能にする恒久法や集団的自衛権の行使をめぐって、「国会承認」が議論されており、国会の承認が歯止めといわれたり、正当化の根拠となっていますが、それ以前の問題があります。

憲法が戦争や軍隊について規定を置いている他の国では、軍事力の行使について政治がコントロールをするわけですが、しかし、それは政治が軍事力を利用するということでもあります。

統制権と同時に政治にフリーハンドが与えられているのであります。

ところが、日本国憲法9条は、軍事力の利用に関して、そもそも政治的決定の枠から外し、それに非常にきつい縛りをかけており、そこが一番本質的なところでございます。

他の経済問題などであれば、国会には非常に大きな裁量権が与えられているのに、軍事に関してはきつく縛っている。

ですから、国会が派兵に承認を与えれば、それで穴埋めできるものではないのです。

やはり、今度の「戦争法案」で一番問題なのは、憲法9条の縛りを憲法改正によらずに緩めてしまっていることでもあります。

国会が「承認」できるとすること自体が問題なのであります。

憲法は、国会の多数決で変えることのできないルールです。

ですから、憲法解釈の根幹について政治的多数で変えていいというものではない。

ところが、安倍政権の対応は「切れ目のない安全保障の仕組みを作る」という目的がまずあって、それに合わせて法律をつくる計画があり、その計画に合わせて、憲法解釈を緩めるという流れで進んできたと言わざるを得ません。

憲法9条のもと、本来日本に対する武力攻撃に武力行使で反撃する個別自衛権さえ、正当化するのとは簡単ではない。

それを認める以上は、集団的自衛権の行使はできないとか、海外で武力行使はできないとか、かなり厳格な枠をはめざるを得なかった。

その枠を法律によって外していくことは、個別的自衛に加えて、自衛隊の活動範囲を更に広げていくことですから、なぜ憲法9条があるのかが根本的に問われる事態です。

政府の裁量が広いだけに、国会承認がどこまで歯止めになるかは實際上、大きな問題ですが、憲法が変わっていない以上、そもそも国会には、自衛隊の海外派兵を承認する権限がないのだと確認をしておくべきであります。

そこで町長にお尋ねいたします。

第1点目は、国が憲法を無視し、国や地方自治体のあり方が戦後、根本的に転換するこの戦争法案に対し、どのように考えているのか。

2点目には、「市町村民」の命と暮らしを脅かす最大のものは戦争であり、日本国民を戦後最大の危機に陥れ、解釈改憲によって平和憲法を有名無実化するものとの「憲法9条を守り、戦争法案に反対する緊急アピール」を採択した「首長9条の会」が声明を出したことについて、どう思うのか。

つぎに、「マイナンバー制について」であります。

2013年5月24日「行政手続き」における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律」、いわゆる「共通番号制度法案」（通称マイナンバー関連4法

案)が国会で成立をいたしました。

4法とは、番号法、整備法、地方公共団体情報システム機構法、及び内閣法の一部を改正する法律であります。

政府は、国民一人一人、法人への番号通知を今年の2015年10月から「通知カード」により、番号を通知し、来年の2016年1月から運用を開始する予定となっております。

すでに導入国である韓国の実態と制度の問題点として様々な点が挙げられております。

韓国の番号制度は、1960年代、朴大統領の軍事政権下で北朝鮮のスパイ摘発の目的で制度化され、番号は生年月日、性別、居住地域、検証番号（特殊な規則によりつくる確認番号）等を入れた13桁（日本では12桁）となっております。

1人に唯一の番号で同じ番号は存在せず、原則生涯不変となっております。

個人を識別する番号が住民登録番号で、国家身分証明証が住民登録証となっているわけであり、国家による個人情報の一元管理であり、まさに監視国家となっております。

そして、韓国では住民登録番号で把握できる情報として、1、基本事項、これは表記されているものの他、血液型、婚姻関係、本籍、戸主及びその続柄、学歴、徴兵関係、2、免許資格、これは運転免許証、パスポート、これらは住民登録番号がなければ発給されないわけであります。

3点目に医療保障、医療保障区分、保険証番号、4、金融情報、金融機関や民間クレジット取引、現金領収証発行取引、源泉徴収票、支払報酬の調書などとなっております。

そして、2005年頃からネット上の個人流出事件が多発し、2011年には、大手ポータルサイトがハッキングされ、全国民の7割の3,500万人ID、パスワード、氏名、電話番号、住所、住民登録番号が流出し、その後も2013年韓国大統領府のHPがハッキングされ、約10万人、2014年はクレジットカード会社3社の顧客情報1億400万件、同年8月には、ゲームサイト、映画チケット購入サイト、着信音ダウンロードサイトなどから、2,700万人の情報が漏れていることが分かったのであります。

日本においても、ハッキングなどの問題があり、つい最近では6月1日に発覚した日本年金機構の125万件にも上る相当な数の年金情報が流出して大問題となっております。

マイナンバー制度でも標的にされたら、必ず漏れることを示した事件であります。

マイナンバーは、今国会で預貯金口座や健診記録などの情報を結び付ける法案が審議中であり、今後拡大する方向ですが情報が結びつくほど、悪用した

い者には魅力的な情報となり、必ず標的にされます。

また、マイナンバーには、事業者や企業など民間が保有しなくてはならず、しかもマイナンバーの国民の認知度は低いし、事業者の管理対策も進んでいません。

この状況で、問題だらけのマイナンバー制を国が本格施行したら目も当てられません。

しかも国が個人情報を一元的に管理するマイナンバー(共通番号)法の改定案について、中小企業と自治体の負担が大きく、この10月1日から番号通知が出来る状況ではなく、家族経営者や個人事業主にも、従業員とその家族や取引先からのナンバーの取得が課せられ、困難が多いわけであります。

そして全国1788自治体のうち、マイナンバーを取り扱う前に安全体制をチェックする「特定個人情報保護評価」を行っていない自治体が34%もあり、自治体職員の定員削減で重要なシステムの構築が事実上、業者任せになっているので、「このままでのスタートは不安」との自治体職員の声があり、実施できる状況になく、また研修データを共同利用することに関して、小児慢性特定疾患に苦しむ女性が病気への偏見を危惧し、会社に知られないように「しばらく保険証を使わず、10割負担で過ごした」例もあり、「国民は必ずしも望んでいない」ことであります。

そしてレセプト(診療報酬の請求書)情報への拡大も指摘されており、「個人の健康や医療データが丸裸にされる」など現実問題として、深刻となっており、しかもマイナンバーを持たない人が働く権利と生存権が奪われる危険もあり、改めてこの10月からの番号通知を延期すべきであり、番号を提供したくない人の選択肢が必要でもあります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目には、マイナンバーの利便性や経費、準備状況は町としてどうか。

2点目に、システム開発と財源確保はどうなっているのか。

また町の人的財政的負担額と国の補助金の内容はどうなっているのか。

3点目に、マイナンバーは、住民票コードを変換して得られる12桁の個人番号を法定受託事務として市町村長が指定をし、通知すること。

個人番号カードは「当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の申請により交付する」とされておりますが、実際は、新たに設置された地方公共団体情報システム機構とその委託事業者によって、事務が進められようとしておりますが、町に課せられる負担と責任はどうなっているのか。

4点目に、町民に十分な周知と理解が得られるまで、拙速な実施はしない方がよいと思われるがどうか。

5点目に、プライバシー等の危険性を大いに認識し、町での利用拡大はしない

ことが必要と思われるがどうか。

最後に「中学校教科書採択について」であります。

今年は4年に1度の中学校教科書採択の年となっており、各自治体の教育委員会は、この8月末日までに2016年度から使用する中学校教科書を採択するわけであります。

最近の教育をめぐる問題では、文部科学省はこの6月5日に中学校で、全員参加式の英語力テストを新設することなどを柱とした中高生の英語力向上プランを発表し、新テストとして英語を中学校3年生を対象に2019年から始める予定の方針を出しました。

また去る5月19日に小中学校の「道徳」教科化に向けた教科書検定基準について、教科用図書検定調査審議会で議論を始めました。

7月にも報告書をまとめ、これを基に検定基準を改定します。

道徳を新たな教科とし、教える内容を示した学習指導要領の改定（3月27日改定）を受けたもので、小学校が2018年度から、中学校が2019年度からの実施に向けて、検定教科書の策定に踏み出すことになりました。

新たな指導要領は「約束や社会の決まり」の意義を理解し、それらを守る（小学3年、4年対象）などと法やルールに無条件に従うよう強調しております。そして、小学1年生から「我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つ」ことを明記するなど偏狭な「愛国心」を押し付ける危険性を抱えています。

委員からは、内心にかかわるものであり、「かなり慎重にする必要がある」との意見も出されました。

この日の審議会では、また、教科書検定で不合格となった教科書の再申請手続きなどについても見直しを検討することになりました。

今年の中学校教科書の検定では、2社の歴史教科書が不合格となり、再申請で合格しましたが、問題箇所が多いと十分な審議が出来ない恐れがあるとの指摘が出ておりました。

教科書問題、教育関係、研究者、平和、女性などまた韓国の市民団体も含む90団体が賛同して去る6月2日火曜日「歴史を歪め、戦争を美化して「戦争する国づくり」へ子供たちを導く憲法敵視の教科書の採択を許さない世論と運動を大きく発展させよう」との共同アピールが発表されました。

賛同団体の子どもと教科書全国ネット21、ピースポート、フォーラム、平和、人権、環境、歴史教育者協議会の代表が国会内で記者会見をして発表しました。教科書ネットの俵義文事務局長は、政権党やそれに連なる日本会議などの政治団体が議員などの政治的影響力を駆使して、教科書採択に介入していることに触れ、「育鵬社や自由社の歴史、公民教科書の問題点を広く知らせ、各地からいろいろな運動を展開していく為にアピールを出しました」と述べました。

アピールでは、第1に、両社版歴史教科書は、近代日本が行なった侵略戦争と植民地支配を美化し、「戦争する国づくり」へ子どもたちを誘導しようとしている。

2点目に、平和主義の扱いも全体として安倍政権の防衛、軍事政策をそのまま宣伝しているような教科書などと指摘しております。

「日本国憲法に反する教科書で子どもたちが学ぶことは、あってはならない」として、育鵬社、自由社版教科書採択阻止へ全国的な運動と連携、共同して地域から大きな運動を発展させようと呼び掛けています。

記者会見に同席した高嶋伸欣、琉球大学名誉教授が育鵬社教科書の「世界の中心の大国である日本」などの記述を指摘し、「大国主義の方向が強調されているのではないか」と語りました。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

1点目には、育鵬社版の教科書は、全体がある一定の政治的な立場から書かれており、教育の中立性、科学性を保っていないと指摘されているが、どう思うのか。

2点目には、歴史の教科書を選ぶ際に特に意識した点は「何が歴史を動かしたかを観察でき、どう歴史をつくっていくかに役立つか」であり、歴史を振り返り、誤りはなぜ起きたかを抑えること必要だが、育鵬社版は、それが弱いと指摘されているがどう思うか。

3点目に、公民では憲法の制定過程の記述が不十分だと指摘が出されているがどう思うか。

4点目に、教科書採択は公正に行うべきで、中学生全員に与える影響の大きいふさわしくない教科書の採択は1、教育委員会で不採択とされること、2、教師、生徒、保護者、有識者、町民の声など、現場の声が最大限尊重されること、3、愛国心の強要や戦争を美化する教科書を採択しないこと、4、教科書採択を首長から独立させることの4点が大切と思うが、どのように考えているのか。

以上、3つの項目に対し、町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員ご質問の「安全保障法制改正法案」についてお答えをさせていただきます。

安全保障法制改正法案は、現在開催中の通常国会にて議論されております。以前にも国会にて議論中の案件に対してのご質問がありましたが、その時と答えは同じです。

国レベルで議論され、国家の方向性を決める課題やその関連する課題は国会で大いに議論をしていただくのが筋であり、その事をこの場で議論しても何の答えも出ないと思っております。

町議会とは町の施策、事業に対して町民の代弁者である議員皆様より、ご意見、ご要望を聞き議論をして町政運営に反映していく場所だと心得ております。従って、ご質問につきましては、私がここで答弁すべき議題ではないと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他の質問に対しましては教育長をはじめ各担当課長より答弁してまいりますので、よろしく願いをいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎忠義議員の中学校教科書の採択についてのご質問にお答えします。

現在、町教育委員会は、平成28年から4年間使用する中学校教科用図書採択に向けて、調査・研究を進めているところであります。

民間の教科書発行者が、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫をして教科書を作成します。

発行者から検定申請された申請図書は、教科書として適切かどうかを調査・検討され、合格したものは学校で教科書として使用される資格を与えられます。当然その教科書は採択される資格を持ちます。

委員ご指摘のとおり、8月31日までには、どの教科書を採択するかを決定することになります。

採択作業にあたっては、より適切で公正な採択となるよう、文部科学省、県教育委員会からの指導・助言を受けながら進めております。

また、共同採択であることからまんのう・琴平・多度津町教育委員会と連携を図りながら採択作業を進めておるところであります。

当然、採択の権限は町教育委員会にあり、慎重に審議しながら子どもたちのよりよい学びが可能となる良い教科書を採択したいと考えております。

そのため調査員会を設け、委嘱された専門性を持った調査員により教科ごとの調査・研究を進めます。

その調査結果を報告し、まんのう、琴平、多度津町教育委員会で決めた委員からなる仲多度採択地区選定教科用図書協議会の場で検討することになります。検討された内容を各町教育委員会においてさらに検討・採択に向かうという流れとなっております。

調査員は教育現場で実際に授業を進めている教員が当たっており、そういったことから現場の反映ということもできるものだと考えております。

また、首長の関与についてですが、採択については、首長が決めるものではなく、教育委員会の責任で決定するものであります。

このような方法で現在進めており、教科書について調査・研究のさなかでもあり、今の段階で特定の教科書についての意見を述べることは、適切ではないと

考えております。

そのため、本議会において特定の教科書についての意見を述べることは控えさせていただきます。

これからも、教科書の採択に当たっては、法や定められた要項に則り、公正な手続きを経て「静ひつな環境」を保ちながら、検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、尾崎議員への答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員の「マイナンバー制について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先ず1番目の「マイナンバーの利便性や、経費、準備状況は町としてどうか」でございますが、制度施行による住民の利便性としては、申請や申告に必要な納税証明書等の添付書類を省略できるようになり、また、一人ひとりの専用サイト「マイナポータル」により、所得、医療保険、年金、介護保険等の自己情報を入手できるようになります。

この情報を使って、確定申告が簡単かつ正確に行えるようになります。

一方、町など行政分野の利便性の向上としては、現在、生年月日や住所は自治体、年金番号は日本年金機構、納税者番号は税務署というように、国民の個人情報をご各行政機関で管理しております。

そのため、システムの乱立によるコスト増と事務の非効率化を招いておりますが、この制度が導入されれば、多岐にわたる個人情報を1つの番号で管理できるため、行政コストの削減と事務の効率化が見込まれます。

また、それに伴い、納税や年金、医療などに関する手続きが簡素化され、ミスのない公平で効率的な行政サービスが実現できるとも期待されております。

さらに、所得が正確に把握できることで、過少申告や扶養等をチェックし易い、などの点も挙げられております。

経費としては、情報センターにおいてシステム改修を順次行っており、その費用については国庫補助金が充てられております。

制度面では、条例等を整備し「特定個人情報保護評価計算書」を作成することが番号法により義務付けられておりますので、現在各課の協力の下、現在、作成中であります。

次に2番目の「システム開発と財源確保はどうなっているのか。また、町の人的、財政的負担額と国の補助金の内容は。」でございますが、根幹となるシステム開発は、地方公共団体が共同で運営する、地方公共団体情報システム機構が、中間プラットフォームを整備・運用し、その整備及び運用に係る経費は、各地方公共団体が負担することになっております。

昨年度の整備費として12月補正で98万1,000円、平成27年度は当初予算に653



万6,000円を計上しており、これらにつきましては、国庫補助金が充当されております。

一方、情報センターにおける、既存システム改修費につきましても国庫補助金がありますが、上限を超える部分が各市町の負担となります。

本町分は、総務省分1,624万円、厚生労働省分858万8,000円が、平成27年度の広域負担金として、当初予算に組み込まれております。

次に3番目の「町に課せられる、負担と責任はどうなっているのか。」でございますが、町はカード発行までに既存システムで管理している氏名や住所等の基本4情報などのデータについて、重複や誤記、誤りを修正し、表記の揺れなどを正確な情報にすることが求められております。

また、番号カード発行業務については、住民課において本人確認をしながらの発行となりますので、当初発行の窓口における事務の煩雑化と、それに伴う住基台帳カードの新規発行停止、また、番号カードの再発行、更新等も今後の恒常的な事務負担として考えられております。

次に、4番目の「町民に十分な周知と理解」についてでございますが、国全体で進めている制度でありますので、本年10月からのスタートまでに、町民の方々にご理解を深めていただくため、様々な方法で周知を図っていきたいと考えております。

最後に、「プライバシー等の危険性を認識し、町での利用拡大はしないこと」についてでございますが、年金加入者情報の大量流出で、マイナンバー制度の安全性に対する不安が広がっており、いわゆる「なりすまし」による被害の発生、多大な損害を被る危険性を危惧される方もいらっしゃいます。

しかし、私たちの日常生活は、インターネットの活用が不可欠な社会であり、町独自の利用等も必要な事案と考えております。

平成29年7月を目処に、本格的な運用となりますので、多度津町としましても、想定される危険性を十分認識し、予防策と感染後の二次対策を並行して考えるなど、細心の注意を払っていく必要があると考えております。

以上で、尾崎議員の「マイナンバー制について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

最初の安全保障法制の改定法案でございますが、答弁すべき議題ではないと仰られましたが、実はこの戦争中は何でも国のためと言って国民の一人一人のことが軽く考えられておったわけでございます。

しかし国は国民の集まりで、国民の一人一人のことが良くならなければ、国は良くなれないわけであります。

それと同じように日本の国はたくさんの地方に分けられておりまして、その地方がそれぞれ栄えていかなければ国が栄えていかないわけでございます。

ですから憲法に地方自治を入れているわけでございます。

そういう意味から言いまして、今この戦争法案が強行されますと、国が、この地方自治体のあり方が、戦後根本的に転換してしまうわけでございます。

ですからこれに対しては地方自治の各市町村の自治体の長は、やはりこれに関しては一定の自分自身の見解がなければ国の言いなりのことでやっていったらとんでもないことになるわけでございます。

そういう意味で再度お伺いをしたいと思います。

実は憲法は国の仕事とやり方を決めた役割と、国民の基本的な人権を決めているわけでございますから、これについて非常に大きな関わりがあるわけでございます。

それについてこれは答弁すべき課題ではないと答弁されましたが、これでは今国政が直接地方自治に及ぼしている影響、これについて一定の市町村長の見解がなければだめだと思えます。

再度これについてお伺いしたいと思います。

それから、マイナンバー制でございますが、これについてもこの17年の7月末まで国の機関シフトに接続するということが求められているところでございます。

そしてこれは企業のシステム構築で受注競争が2016年末までが勝負だと言われております。

それでこれはいろんな報道がございますが、すでにこれについてはシステム受給で大手の電機会社が受注発注しているわけでございます。

ですからそれにおいてもやはり委託業務、委託してマイナンバー制の機器を導入するというところでございますが、多度津町はそこら辺の点がちょっとよく分からないので、説明をお願いしたいと思います。

それから中学校教科書について縷々ご説明がありましたが、これについては育鵬社の教科書は全国で、14地区で採択をされております。

これは現在では4%でございます。

しかしこの育鵬社の分は、目標としては10%、約12万冊以上、これを採択するということが方針を掲げているわけでございます。

そしてこれについては全国では80人以上の市長が教育再生市長会議参加しておりますし、そういう点で非常にこの教科書の採択、そういう方向で行きますと歴史が今の小学校3年年生から6年生、そして公民は5年生から中学校2年生の

子どもが使うことになり、非常に誤った教育がなされるわけで、歴史の教育がされるわけでございます。

そしてまたこの教科書は全部で5000ページ、これだけあるわけでございます。広辞苑の約2倍あります。

ですからこれは教育委員会が短期間で調査することは非常に困難を極めるということを言われております。

そういう意味からもこの審査をしますと言いますが、後もう2カ月ちょっとでございます。

これについてお伺いをしたいと思います。

以上3点をよろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の再質問につきまして、ただ今先程答弁をした通りでございますので、それ以上のことはありません。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員のマイナンバー制についての再質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の件でございますが、今現在国の既存システムとそれと町のシステムを繋ぐ、それが中間プラットフォームでございます。

それ以外の部分につきましては、中讃広域情報センターにおいて全てやっておりますので、ご理解頂ければと思います。

よろしく申し上げます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問についてお答えします。

先程尾崎議員の方から教科書の膨大な調査ということで、先程の答弁の中にも申しましたように、教育委員会だけで調査するというのではなくて、調査員等複数に配置して十分時間をかけて調査するというのが一つあります。

また、当然教育委員会は色々判断していかなければならないわけですが、66種類の131点の教科書、全部見て調査しようというふうに考えておりますので、あくまでも教科書の中身をしっかりとらえて、どれが一番適切であるかというのを検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員、再質問に対する答弁が教育長、担当課長並びに町長からありましたが、尾崎議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

再々質問でいたします。

今日本の国が憲法を無視してそういうふうな法案を設定しているということについて、町長はこれは国会のことやから答弁すべき議題でないと言われたんですが、やはり国が憲法を無視してこういうふうなやり方の法案を作っていたら今までもすでにもう介護保険法の改悪であるとか、医療関係にしても社会保障もどんどん削っていつているということでございますが、この地方自治体のあり方が本当に変わってしまうということでございますが、それについてもこの憲法について町長はどうお考え、国が憲法を今反することをやっていることについて、それをどう思うか町長にお答え願いたいと思います。

それからマイナンバー制のことでございますが、これは非常に大きな問題があるわけでございます。

そういう意味でこのマイナンバー制を充分町民に周知理解、これをスタートするまで周知をすると申しますが、具体的にどのように周知していくのかということが問われている問題だと思いますので、具体的にどういうふうにするかということをお伺いしたいと思います。

それから中学校の教科書採択についても、教育委員会の中で慎重にそういう歴史の逆行した教科書は採択しないということを明言していただきたいと思えます。

以上3点について答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の尾崎忠義議員の個人的な独断と偏見の中での意見、又主張に対しまして今国会で議論中でありますことに対しまして、国会の中でも様々な議論があります。

様々なご意見があります。

そういう中で議論をしている最中でありますので、この町議会の場で町長である私とその事に対しての答弁をする必要性はないと思っております。

何度言われても同じ答えになります。

政策企画課長（岡部 登）

尾崎議員のマイナンバー制についての再々質問に対し答弁をさせていただきます。

周知の方法でございますが、ホームページ、広報等はもちろん現在パンフレットを製作することにしております。

それにつきまして自治会回覧で皆様に周知をする予定にしております。

以上であります。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再々質問についてですけれども、今現在調査、研究検討しておるとこ

ろです。

手続き等公正にして正しい採択をしていきたいと思えます。

結果については、また色々な場で報告できると思うんですけども、どの教科書を最初から結論ありきで使わないということを明言せいということはできるものではありませんのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の再々質問に対する答弁、町長、教育長、担当課長からありましたので、これで再々質問を終わります。

これをもって10番 尾崎議員の質問は終わります。